

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		一般廃棄物処分業の新規許可
根拠条例・規則名		さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則
条 項		第 1 9 条 第 1 項
所 管 部 課		環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課 (電話: 048-829-1335)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 0 項に適合していること。 (2) 中間処分を行う施設は、再生利用可能な性状を確保するために必要な選別等の機能を有する設備を併設していること。 (3) 業務のための人員、車両、設備、器材及び施設を所有又は使用できること。 (4) 施設は事業場内に固定して設置すること。 (5) 保管施設は当該処分を行う事業場内に設置すること。 (6) 施設に施設管理責任者を置くこと。 (7) 本市指定の講習会をすべて修了していること。 (8) 所得税、市民税、固定資産税、一般廃棄物処理手数料を滞納していないこと。 (9) 経理的基礎が、本市の基準を満たしていること。 (10) 自ら業務を実施すること。 (11) 中間処分した物について売却先を、有償売却できないものについて処分先を確保していること。 (12) 排出者との間で、契約見込みがあること。
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 20 年 3 月 31 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	5 0 日
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 20 年 3 月 31 日最終改正
備 考		